

## 学内相談窓口

保健センターには次の3室があります。合理的配慮申請をされた学生はもちろんのこと在校生はどなたでもご利用いただくことができます。

### ○大学生生活支援室～ベタニア～

(開室時間 9:30～16:30/予約不要)

- ・合理的配慮の相談窓口があります。  
(※合理的配慮申請・相談については、原則予約制)
- ・カウンター越しにスタッフが在室しています。
- ・学生の居場所となっています。(勉強、休憩、食事等)



大学生生活支援室(D棟2F)

### ○保健室～オリーブ～

(開室時間 9:00～17:00/予約不要)

- ・急な体調不良や怪我などの時に、いつでもご利用いただけます。
- ・保健センターの総合受付の他に、健康管理、健康診断、健康相談※、応急手当などの対応を行っています。(※健康相談については原則予約制)



保健室(D棟1F)

### ○学生相談室～エマオ～

(開室時間 10:00～17:00/完全予約制)

- ・大学生活上の悩みについて、個別相談を受けることができます。合理的配慮に関する個別相談にも対応しています。
- ・担当カウンセラーが、学生の了解のもと、必要に応じて教員、家族、主治医と連携をとります。
- ・保健センター1F保健室窓口での直接予約、あるいは電話やメールで予約の上、ご利用いただけます。



学生相談室(D棟2F)

お問合せ先  
電話: 052-832-3437  
E-mail: hoken-shien@nanzan-u.ac.jp

#### 卒業生 A さんの声

障害の状態: 肢体不自由

私の場合、書写速度と手指の巧緻性のハンディに関して、定期試験時の解答用紙拡大や試験時間の延長等を要望しました。対応はスムーズで満足しています。ただし、他の要望に関しては、エレベーターを譲ってくれない、あるいは多目的トイレを着替えに利用するなどの学生がいたことで、困る場面もありました。合理的配慮とは一人ひとりの意識があってこそ成り立つものなので、多くの人がこの枠組みを理解してくれるようになると嬉しいです。

#### 卒業生 B さんの声

障害の状態: 発達障害

いろんな授業がありましたが、自分の特性を周知してもらっていることで、安心かつ集中して授業を受けることができました。最初の配慮申請でうまく伝わらないこともありましたが、話し合いを重ねる中で伝わっていききました。配慮を申請して良かったと思っています。

### Q.合理的配慮の考え方や実施のよりどころになっているのは何ですか？

A.以前は、障害＝治療が必要であるという「医学モデル」に基づいた考えが主流でした。しかし、2001年のWHOにおける国際生活機能分類(International Classification of Functioning, Disability and Health:ICF)において、障害をもつ人が社会的不利に直面した場合にその障壁を取り除くという、「社会モデル」の考え方が紹介され、障害を個人因子を由来とした問題としてではなく、人の生活機能を個人因子と環境因子の相対的な関係性の中で捉える考え方が主流になりました。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の施行(2016年)は、この「社会モデル」を基本として制定され、合理的配慮の実施を謳っています。本学における合理的配慮は、このような歴史的背景や理念がよりどころとなり、実施されています。

#### 《障害に対する従来のとらえ方》

障害は個人に生じた現象(個人因子)の問題であり、より“健康”に近づくのが望ましいという考え



#### 《発展したとらえ方》

人の健康状態は様々な個人因子、環境因子といったいわゆる背景因子の結果であるという考え。個人が置かれている環境に適応しようという努力はもちろんのこと、環境側からも調整を講じることで、個人が生得的にもっている能力を発揮できるように支援するという考え



①EQUALITY<平等>

従来の大学修学サービスのあり方  
(全員に同じサービスを与える)



②EQUITY<公平>

各個人が修学するという目的を果たせるための環境整備を大切にする  
(全員が同じ修学機会を持てるようにする)



③UNIVERSAL DESIGN<多様>

バリアフリー/究極の理想形



# 南山大学

## 合理的配慮早わかりガイド

### 大学における合理的配慮とは

大学における合理的配慮は、大学で学びたいこと、追求したいことがあり、そのための能力やセンス、強い興味などを持ち合わせているにもかかわらず、生来的な特徴や心身の機能障害の継続により、大学側が用意している環境では修学を続けていくことが困難な場合、ご本人からの申請があると考慮されるものです。

さらには、配慮申請される個性や機能障害の中には、医療機関での治療や時間経過により配慮が不要になる性質を帯びているものも含まれます。

すなわち、必ずしも障害者手帳といった機能不全が固定されていることを証明するものを取得している必要はありません。



保健センター・大学生生活支援室(愛称:ベタニア)発行

## 南山大学が合理的配慮支援を通じて目指すもの (合理的配慮支援対象学生に求めるもの)

南山大学における合理的配慮支援は『南山大学個別配慮を必要とする学生の支援に関する方針』に基づき、心身の慢性的な疾患、障害を持つ者に対して南山大学が用意する幾つかの支援体制の一つです。合理的配慮を含む支援は、すべて、学生が人生を主体的に模索し切り開いていくプロセスを応援するものです。南山大学は、合理的配慮による支援を通じて、学生が、自分らしさを大切にでき、感謝の気持ちを持ち、目の前の“社会”と渡り合っていくための“生きる力”を伸ばすことを目指しています。

- ① 学生が自分の個性(疾患、障害を含む)、長所、短所を、理解・把握し、受け入れることができている。 ⇒ 個性・障害受容
- ② 学生は、学生の個性(疾患、障害を含む)、長所、短所を理解し、応援してくれる人々の存在を認識できる。 ⇒ 援助希求の先の具体的な支援者の存在の認識
- ③ 学生が自分の個性(疾患、障害を含む)、長所、短所を、具体的に人に説明でき、適宜、援助を依頼できる。 ⇒ 援助希求・要請・調整コミュニケーション力

### 配慮決定までの流れ

- ① どのような配慮を申請するか、その項目決定のプロセスでは、合理的配慮申請の窓口になっている保健センターのスタッフが学生の意向をもとに申請書類作成のお手伝いをします。また、学校医が学生やその家族と面談し、申請書類や診断書などの根拠資料と共に、申請の妥当性を確認します。  
合理的配慮は、学生側が申請した事柄の中で、大学側に過重な負担がかからない程度で、しかも、教育の目的、内容、評価の本質を変えない、という原則のもと、その内容が決定されます。教育に関する 3 つのポリシーと授業シラバスの内容が教育の目的、内容、評価の本質の基準になります。

#### 申請に必要な書類

- 障害等を理由とする合理的配慮申請のための情報共有シート (南山大学 Web ページよりダウンロードしてください)
- 根拠資料  
学外の専門家による学生の状態を説明する資料  
例)障害者手帳の種類・等級・区分認定  
医学的基準に基づいた診断書または意見書  
本人とのかかわりがあった専門家からの意見書(例:卒業校の先生)

- ②書類がすべて整ったところで、大学生生活支援室スタッフがご本人の要望に基づいて具体的な配慮内容案をご本人と協動的に作成します。そして、その内容は、学務担当副学長の統括のもと開かれる「合理的配慮サポートチーム会議」で審議されます。

#### 「合理的配慮サポートチーム会議構成メンバー」

座長: 学生部長  
出席者: 所属学科長、学務部長、学生課長、教務課長、学校医、大学生生活支援室担当者、その他の保健センタースタッフ等 ※必要に応じて総務課長、施設課長等

本会議で、保健センターは、申請内容がいかに妥当であるかを、医学的、臨床心理学的、社会福祉的な観点から大学側に説明する役割を担っています。出席者はそれぞれの立場から意見を述べ、全員で慎重に審議・検討をします。

③保健センターは、会議で決定した配慮内容を本人に通知するとともに、本人が履修する科目の担当教員全員に通知します。その後も、引き続き配慮内容の有用性等に関するモニタリングや相談支援をしていきます。

### ～南山大学 合理的配慮の流れ～



●情報共有シート(所定の様式)と添付する根拠資料(診断書等)を保健センター・大学生生活支援室に提出し、合理的配慮の申請をします。

●面談①は、学科の教員・保健センタースタッフが本人にお話しを伺い、状態を確認し、どのような配慮が必要かについて検討します。

●面談②では、学校医が医学的、医療・福祉的側面からご本人の状態を確認するとともに大学スタッフが申請者が大学で困っていること等について伺います。

●合理的配慮サポートチーム会議で全学的に審議し、合理的配慮内容の決定をします。

●決定後、決定した配慮対応を保健センター・大学生生活支援室が本人に通知します。  
そして、合理的配慮内容は、クォーター毎に学生が履修する授業担当教員に文書にて送付されます。

●保健センター・大学生生活支援室スタッフが定期的なモニタリングを実施します(年2回)。

#### Q 障害を持つ大学生は、そんなに多くいるのでしょうか？

A.2022年5月現在で、全国の大学に在籍する障害学生数は49,672人。全ての大学等の学生数に占める割合は、1.53%でした(独立行政法人日本学生支援機構調査)。2012年の調査では、11,768人、全体の0.37%という数字でした。障害を持つ大学生の報告数は、この10年の間に大きく増加していることがわかります。近年、障害者関連の法改正や合理的配慮の提供開始など、障害学生を取り巻く環境が大きく変わってきており、社会が、障害をもっている人も修学しやすいように変化しようとしてきていることと関連していると考えられます。

#### Q どんな場合に合理的配慮の対象になるのですか？

A.身体障害、視覚聴覚の障害、発達障害、精神障害といった障害以外に、慢性疾患・病弱・虚弱や外傷後に生じた後遺症についても配慮を検討します。  
※一時的な外傷や感染症などの治療中は、原則、配慮の対象外です。

Q.南山大学では、これまでどのような合理的配慮がなされてきましたか？  
A.南山大学でこれまで行われてきた合理的配慮の例をご紹介します。

#### 授業関連

- ・授業担当教員への障害の性質や症状の周知
- ・教室内における座席指定
- ・支援機器使用(PC筆記、板書の写真撮影等)の許可
- ・介助者の付き添い(学生の保証人など)
- ・体育授業における一部内容変更
- ・授業途中のやむをえない一時離席の周知
- ・サングラス・ノイズキャンセイヤホン・バンドナ装着等の周知
- ・受講教室棟や教室変更調整の検討
- ・聴覚情報が伝わりにくい学生に、文字や図を用いた視覚に訴える教材配付の検討
- ・代替課題による評価方法の検討(グループワーク・語学科目など)

#### 定期試験関連

- ・試験問題/解答用紙の文字サイズ拡大
- ・別室受験
- ・出入り口に近い席に座席指定
- ・時間の延長

#### 通学関連

- ・学内駐車場の駐車許可証発行
- ・使用できるロッカーの増設
- ・受講教室棟前までの車輻による入構(雨天時など)

#### その他

- ・各種ガイダンスや定期健康診断などでの個別対応
- ※LGBTQ関連で、お困りのことがある場合は、合理的配慮とは別にお気軽に、保健センターにご相談ください。
- ※個々の学生の事情に合わせて配慮された内容であり、誰に対してもいつでもこの内容が配慮されるわけではありません。

※しばしば学生から要望があるが申請が通らない例(南山大学の場合)

- ・授業出席が困難な学生に対して、授業を1対1でおこなう。
- ・授業出席が困難な学生に対して、代替課題を与え、出席扱いにする。
- ・他の履修学生の修学の内容、質が著しく損なわれてしまう要望(授業内容の大幅変更等)
- ・大学の施設設備計画に基づかない大幅な施設改修要望
- ・授業における課題や定期試験におけるレポートなどの提出期限の延期

Ex. 「〇〇疾患のため体調が悪い時は欠席することを認める」

→申請が通りにくい

【理由】教育の目的、内容、評価の本質を変える性質を帯びている

「〇〇疾患の症状が強くて出ている日は途中退席することがあることを予め講義を担当する教員に伝えておく」

→申請が通りやすい